

岩手県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成21年岩手県告示第473号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 宮古市、一関市、奥州市及び下閉伊郡山田町
- （2） 実施した期間 平成21年6月1日から平成22年3月12日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2（1） 実施した地域 宮古市
- （2） 実施した期間 平成21年6月1日から平成22年3月12日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 3（1） 実施した地域 奥州市
- （2） 実施した期間 平成21年6月1日から平成22年3月12日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 基本測量（地磁気常時連続観測）